

五

イ 方 法 募 入 決 定 の
入 価 格 発 競 争 行

各申込のうち応募額を順次割り

四

発行方法

—
—
—
—
—

用振の法發号名
等替條律行稱
法項及の及
のび根ひ
適そ拠記

財務大臣 麻生 太郎
庫債券（物価連動・十年）
十一回）
計に關する法律（平成十二年法律第二十三号）第四十六項
株式等の振替に關する法律（平成十三年法律第七十五号）

○財務省告示第百五十号
國債の發行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十八年四月十四日に發行した利付國債の發行条件等を次のとおり告示する。
平成二十八年五月十三日

十 一	九 八	七	六	
發	振額最	払	發	
發	替低行争非者特国入価込	行争非者特国入価	行争非者特国	
行	額入価・別債札格金	入価・別債札格行	入価・別債	
価	面札格第參市發競金	札格第參市發競	札格第參市	
格	位金發競II加場行爭額	發競II加場行爭額	發競II加場	
日				
額平す額の振	十	三 四	額 領	込 募 各 当
面成るの記替	万	百 千	面 面	み 限 国 て
金二。整載法	円	七 百	金 金	の 度 債 る
額十八数又の		十 九	額 額	応 額 市
百八倍は規		三 十	で で	募 の 場
円年の記定		億 六	三 四	額 範 特
に金録に		四 億	百 五	を 圏 別
つ額はよ		千 円	十 億	割 内 參
きに、る		四	六 円	り に 加
百よ最振		百		当 お 者
四日る低替		四		て い ご
円も額口		十		る て と
九の面座		万		各 の
十と金簿		円		申 応

十五

の経
払過
込利
み子

十
四
十
三
二

方額想額想發利
法の定定行
計元元日
算金金の率

払募面こ五りはび定表準基るには第三数数づ価規律統月期け各
込入金れ位算、償めさに準。額、五でをのき統定第計前及る利
金決額を未出財還るれ基改た面こ位除いう作計す五局のび想子
額定を四満さ務期日たづ定だ金れ未しうち成のる十が消償定支
にの乗捨のれ大限以場くがし額を満て。生すた基三統費還元払
加通じ五端る臣に降合消行、を四得以鮮るめ幹号計者期金期
え知て入数数がおのに費わ消乗捨下食全の統一法物限額及
、を得しがへ定け各は者れ費じ五端數同品国調計第へ価のはび
次受たたあ小める利、物、者て入じを消査で二平指属、償
のけ額もる数る想子財価改物得が小じ。除費のあ条成数す各還
算たとのと点方定支務指定価たがある數をく者結る第十へる利期
式者す。き以法元払大数後指額の点百總物果小四九總月子限
にはる。には下に金期臣がの数と。と以三合価に売項年務の支に
よ、額、第よ額及が公基のす。き下・指指基物に法省三払お

盤年錢
圓○
命・
盤一
の盤の
瑟盤セント
×0.99310

額面金額の総額×0.99310× $\frac{0.1}{100} \times \frac{35}{365}$

十六 初期利子

平成二十八年九月十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるとときは、その翌営業日に支払う（以下規定次号及び第十八号において規定する期日について同じ。）。

第十四号の規定により算出された× $\frac{0.1}{100}$ ×

1
2

十七 第二期以後の利子

毎年三月十日及び九月十日を支払期とし、各支払期において、次支払の算式により算出した金額を支払う。

十八
償還期限

平成三十八年三月十日
第十四号の規定により算出され
た償還期限における想定元金額
ただし、当該想定元金額が額面金
額を下回る場合には、

二十二 払込期日 二十
一者 入札 參加 一 扞場所 元利金支

平成三十八年三月十日 第十四号の規定により算出され
た償還期限における想定元金額が額面金額とし、当該想定元金額が額面金額とする。日本銀行は、当該額面金額を下回る場合に該想定元金額が額面金額とする。
財務大臣から通知を受けた者